

一般質問（要旨）

2004年3月議会

2004/3/2

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についておたずねします。

今、イラクへ自衛隊が送られています。

元郵政相で防衛政務次官、自民党国防部会副会長を歴任した箕輪登氏は自衛隊のイラク派遣差し止めを国に求める訴訟を提訴しました。訴状では、イラクへの自衛隊派兵は、これまで政府がとっていた「専守防衛」の憲法解釈に立っても明らかに憲法第九条違反であると指摘。さらに、自衛隊は「主たる任務」が防衛出動であり、それ以外で自衛隊が重装備の武器を使用するのは、自衛隊法にも違反していること。自衛隊の活動地域を「非戦闘地域」と定めたイラク特措法にも反すると主張しています。このように、今回のイラクへの自衛隊派兵は、誰の目にも憲法違反であることは明白です。

知事は、大正13年生まれであります。知事自身、過去の太平洋戦争においてどのような戦争の経験をされ、戦争自体についてどのような感想をお持ちなのか。戦後、過去の戦争で他国へ侵略し、アジアの尊い2000万人の命と310万人の日本人の命を奪ったという反省のもとに「2度と戦争はしない」「戦力はもたない」とアジアと世界に誓った憲法9条について知事はどのような認識をお持ちかお聞かせください。

また、小泉・自公政権は、今国会に、有事法制の具体化をめざし、関連7法案を提出する予定です。そもそも昨年、強行された有事法制は、海外に派兵された自衛隊艦船も「わが国」にあたり、それが「武力攻撃」や「武力攻撃予測事態」に遭遇すれば、法律全体が動き出す仕組みになっており、この法律の本質は「日本を守るための備え」ではなく「米軍とともに攻めるための備え」だということはずでに昨年の国会論戦でも明らかにされています。その具体化の1つである「特定公共施設等利用法案」は、米軍や自衛隊による空港・港湾、道路などの優先使用を可能にするもので、これを管理者である自治体や公団が拒んだ場合、首相の権限で強制使用し、民間機や民間船舶をいっさい排除することが可能になります。そうなれば県民の移動や物資の輸送に差し障りが生じるばかりでなく、鹿児島空港や港が米軍や自衛隊の出撃基地となり、相手の攻撃の的となる可能性も出てきます。また、「国民保護法案」では、「国民保護」を口実に戦争協力へ国民を強制動員し、国民生活を統制し、従わない場合は罰則を与えるという内容で、知事が強制的に民家や施設を使用できるというものです。

知事は、県民の命と財産、暮らしをあずかる最高責任者として、このような県民を強制的に戦争へ動員する有事7法案に対して、きっぱりと反対の立場を表明すべきであります。いかがでしょうか。

次に、小泉首相が誕生して、まもなく3年がたちますが、この間、「構造改革」の名で、大企業のリストラ応援、中小企業つぶし、そして医療制度や年金制度の大改悪など、国民に巨額の負担増のおしつけがなされ、今国民の暮らしは未曾有の危機にさらされています。政府の「国民生活に関する世論調査」でも「生活の不安」を訴えるひとは67%と史上空前となっています。

この小泉政治は、本県の県民生活にも多大の影響を与え、先日公表された県内の昨年の自己破産が4524件と一昨年を22%も上回っています。また、負債額1000万円以上の県内企業の倒産が15年度1月末で、131件にもものぼっているという、これらの数字にも現れています。知事は、このような数字に表れている本県県民の暮らし向きのきびしさについて、どのように認識しておられるのか、この根本の原因は、自民党政治の経済政策の行き詰まりと破綻、そして小泉内閣の構造改革の失政にあると考えるが、知事はこの原因についてどのような考えをお持ちか、お答えください。

「平成16年度予算案」は、借金返済にまわされる公債費を除くと、前年度比92.7%という実に縮減された予算になっています。ところが、驚くことに、人工島建設に関わる予算は前年度比212.2%の事業費が計上されています。予算委員会基本調査で、知事は「一層の峻別と重点化」をした結果だと言われました。人工島予算に比べ、県単独の公共事業費は前年度比80.0%です。これらの事業は通学路の交通安全対策やバリアフリーの道づくり、防災事業など、県民の暮らしに直接結びつく事業であり、地元の業者の仕事や雇用を増やし、県民からも喜ばれるものであります。これに対し、人工島は、ケーソンの作製や運搬や捨て石、基礎石の運搬投入にあたって、海の上での特別な技術や施設・設備を要する業者に限られ、しかも、その必要性についても、上物について未だ検討がされていません。公共事業についてどういう基準で峻別するとこういう結果になるのか、知事が常々言うておられる「県民が主人公」という立場と正反対の立場ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。以上知事にお尋ねします。

知事に御答弁いただきました。

日本が戦後58年間、戦争によってただ一人の外国人の命も奪うことなく、また日本人の命も失うことなく、世界の平和に貢献できたのも、我が国が憲法9条をもっていたからです。憲法9条は、我が国の恒久平和を守っていくために重要なだけでなく、国連憲章にもとづく平和の国際秩序を求める世界の流れの中で、「世界の宝」として重要な役割をもっているのです。知事におかれましては、憲法改悪の動きに対しては、今後きっぱりと反対の意志を表明されるよう強く要望いたします。

本県の厳しい財政状況の中、自治体が本来の自治体としての役割を果たしていくためには、国の社会保障の後退にみられるような国民いじめや「三位一体改革」にみられるような地方切り捨てなどの国の悪政に対して、県民の暮らしを守る立場で、正面から堂々と対決していくということ、そして、

県民の暮らしにとって必要のないムダを削って、県民の懐をあたためる施策を進めていくということこそが求められています。

ところが、知事がこの8年間されてきたことは、国いいなりにムダな大型開発をすすめ、莫大な借金を増やし、地方切り捨ての市町村合併を推進し、その一方で県民の暮らしや福祉に関わる予算は、財政難を理由に削っていくということでした。私はこの間、須賀県政を一県民として、そして今は県議会議員として見たときに、県民の暮らしを守る立場とは全く正反対の8年間であったということを指摘させていただきます。

このような国の政治のもとだからこそ、県は、県民の暮らし・福祉を支えるために、自治体としての役割をはたすべきだという立場に立って、県政の問題についておたずねいたします。

ここで、人工島と並んで、ムダな大型開発として指摘しておきたいのが、名瀬市の都市計画です。

現在、和光バイパスの工事が行われておりますが、これは当初110億円の事業費総額が現時点で130億円となっているものです。併せて、国道58号線「おがみ山バイパス」についても、総事業費150億円の計画で現在用地取得が行われているところです。しかし、今地元では大きな反対運動が起きています。

私も、現地を見て参りましたが、道路が拡幅されるという商店街は、左右の商店を見ながらゆっくり買い物ができる商店街です。この道が30メートルにも広げられれば、車の通りが激しくなり、街が分断され、商店街が衰退するのは目に見えています。また、立ち退きを迫られる真名津側入り口では、一人暮らしの老人が多く、「ここを出て行けば何十年もつきあってきた隣近所と分かれなければならなくなり、とても生きていけない。ここに住み続けたい」と年配のご婦人が涙ながらに訴えられました。トンネル北口は取り付け道路が3メートルもかさ上げされるため、高齢者や主婦が買い物や墓参りに通っている生活道路が分断されることとなります。また、この計画で奄美小学校横の「配田ガ丘」という緑が豊かな丘が削られることになっていますが、これは子どもたちのために無償提供された丘で、子どもたちが学習活動に利用している教育施設となっており、校歌にも歌われ、希少鳥類のすみかとなっている丘です。今地元では「おがみ山ルート反対」の看板やステッカーやポスターも貼られ、反対運動が広がっています。本県は、財政難であるわけで、地元住民も反対し、自然を壊し、多大な事業費を要するこのような事業こそ「峻別」し、見直し、中止すべきだと考えますがいかがでしょうか。お答えください。

ムダを削るという点では、入札にあたっての落札価格の高止まりの問題もあげられます。これについては、わが党は一貫して、談合防止について議会でも取り上げてまいりました。県は、談合情報処理要領を改め、談合情報と入札結果が一致した場合にも契約締結の適否を審査検討し、入札を無効にできる規定を設けました。これは一定の前進ではありますが、それでも、談合の認定については業者への事情聴取を行うこととなっており、新たに設置される公正入札調査委員会での審査もその事情聴取の結果の報告書をもとに審査されることになっています。事情聴取の中で、談合があったとしても業者自身がそれを認めるでしょうか。以前の要領にそって事情聴取が行われた41件のうち、1件も談合の事実が確認できなかったことから見ても結果は明らかです。

そもそも「指名競争入札」自体に談合を生み出す土壌があり、談合情報についての処理の仕方だけの問題ではなく、入札制度のあり方自体に、談合は絶対に許さないという立場での改善が求めら

れています。

本県の厳しい財政のもとで、落札価格の高止まりについてどのように認識しておられるのか。ムダをなくすためにも、入札制度を見直し、適正かつ厳正におこなわれるようすべきだと考えますが、談合防止に今後どのように取り組んでいかれるのかお示してください。

この公共事業の入札の問題に関連して9月議会でとりあげました「フェリーとしま」建造をめぐる疑惑について再度おたずねします。「フェリーとしま」は総事業費19億3685万円で建造され、国も県も10%ずつ、県から1億7000万円の補助金が支出されています。ところが入札の予定価格を十島村職員が造船業者に情報提供し、入札でその業者が落札し、見返りに1000万円が仲介に入った2人に支払われ、その内の一人が、平成14年10月に自ら、現金が振り込まれた通帳の写しまで証拠として提出して告発したにもかかわらず、今日まで捜査は進展していない模様です。十島では、この疑惑について、だれもが周知の事実で「警察はどうして動かないのか」という声が上がっています。警察本部長にお尋ねします。この「フェリー十島」建造をめぐる疑惑について、捜査をされるのかされないのか、何か捜査を進められない事情でもあるのか明確にお答えください。

また、次にムダな事業として指摘しておくのが「人権啓発交流事業」であります。これは、総額1億800余万円をかけた事業であります。その中でも啓発活動等を行う団体への補助や部落解放同盟の全九州研究集会開催への補助が組まれています。これらの啓発・運動団体は、特定の運動の押しつけや締め付けを行っているものですが、国の同和対策事業自体が終結し、一般施策に移行された中で、どうして、一民間の団体に相変わらずの補助がおこなわれているのか納得できません。この補助を行っている団体の名称と金額、研究集会への補助金額についてお示してください。

最後にもう一つ指摘しておきたいのが、市町村合併問題です。国や県は、市町村合併の理由の一つに「国・地方を通じた厳しい財政状況」をあげています。

そもそも地方財政が厳しくなった根本の原因は、地域産業・地域経済の衰退にあります。荒れた田畑、下払いや間伐がされていない山林、シャッター通りの商店街など、政府の農林業を軽視し、農産物の輸入の自由化や大型店舗進出の規制緩和など、政府の産業、経済政策の誤りが根本的な原因です。であるとすれば、その解決のためには、国や県は、市町村合併で規模を大きくするのではなく、その地域の産業を守り発展させていく、小さくても輝く自治体を応援していく、その施策こそ求められています。

本県は、「市町村合併推進事業」に16年度、33億円もの予算をつけています。県財政が厳しい中、どうして合併するところへは、特例交付金として31億円もつけるのか。合併しなくても県が地方を守っていくという姿勢で、合併をしない自治体への財政的な支援策も示すべきではないでしょうか。お答えください。

次に、県民の暮らしや福祉を守り、地場産業の発展に力をいれ、安心・安全のまちづくりを進めてこそ、本当の県政の浮揚発展が実現できるという立場で質問します。

まず「木の机で学ぼう」普及事業についてであります。これは、県内産の木材の利用を促進するため、木の机・イスの購入に当たり一組あたり2分の1の助成をおこなうという制度であります。平成15年度1,800万つまり、1800セットの予算であったのが、希望が多く3600セットの申し込みがあり、そのために、予定の半額の助成金となっています。実際、購入された川辺町の小学校に行ってきましたが、川辺町では3年前からこの事業を取り入れ、小学校と中学校に毎年1学年ずつ購入しています。1年生のときに、この木の机と椅子を使いはじめ学年があがってもその同じ机とイスを6年間使います。体の成長にあわせ、机も椅子も4段階に調節できるようになっています。そして、小学校6年生と中学3年生になったら、卒業時に、天板だけ、記念にもらうことができるというものです。その翌年からは、天板だけ、町の予算で新しい物に変えることになっています。この机と椅子の製造にあたっては、地元の檜を切り出し、地元の製材所で、製材し、第3セクターで経営する加工所で、仕上げることになっており、まさしく、地元の産業の活性化にも役立っています。私が訪ねた小学校では1週間ほど前にその机と椅子が届いたばかりでしたが、教室は木の香りがただよい、子どもたちも「つるつるでうれしい」「いい香りがする」「大事にしたい」ととても喜んでいました。川辺町ではあと3学年分つまり3年間この事業を活用したいということでもあります。この事業は、子どもたちの教育の面からも林業やその関連の産業の振興という意味でも大変有効な事業であります。これだけ好評な事業でありながら、平成16年度は1,291万円と3割減の予算となっています。先ほど述べたような成果からしても、削減どころか、拡大すべき事業であると考えますが、なぜ、予算が3割減となったのか、今後この事業をどのように展開しようとお考えなのかお示してください。

次に「地域水田ビジョン」策定の問題ですが、時間の都合上割愛し、要望だけ述べさせていただきます。

そもそもこの「ビジョン」の策定を求める「米改革」のねらいは政府が、主食・米に対する責任を放棄し、輸入自由化を前提に、農家をリストラして米の生産を減らし、米の流通を大企業に明け渡すこと、そして農業予算を大幅に削減することにあります。本県は全国有数の農業県として、農業切り捨て、農家リストラの「米改革」に唯々諾々と従うのではなく、意欲のある農家をすべて担い手として位置づけ、地産地消の推進や農産物の価格保障など、県独自に農業を守る施策を展開されますよう要望いたします。

次に県営住宅の建て替えや補修事業についておたずねします。県営住宅の建て替えや補修は、畳替え、ふすまや障子の張り替え、壁のペンキ塗り替えやクロスの張り替えなど、様々な細かな仕事があり、地元の中小零細業者にとっても仕事の場として有効であり、また、公営住宅の居住者に、快適な環境を提供するという意味でも、大事な事業であると思われま。しかしながら、公営住宅法で定められた期間を過ぎているにも関わらず、建て替えが行われない。その上、建て替えの予定であることを理由に補修工事もおこなわれない県営住宅があります。出水市の上屋住宅がその一つであります。ここは県営と市営の併設の住宅で、築35年から37年の耐火構造平屋の住宅で耐用年数の30年をゆうに経過しています。ここは、建て替えの予定があるということで、16戸の県営住宅のうち半数以上の9戸は建て替えのために空き家募集をしない政策空き家となっていながら、実際にいつ建て替えになるのか未定です。玄関の木製のドアは、表面が剥離し、窓はすべて木の枠で立て付けが悪くなっており、すきま風が入るのはもちろん、鍵もかからない状態です。また、政策空き家となっているところは、荒れたままの廃墟のような状態で、外見上も、防犯上も大変心

配される状態です。公営住宅法で定めている耐用年数の2分の1を経過すれば建て替え事業の対象となることから考えると、管理者としての責任を放棄しているとは考えられません。とりあえず、早急に改善のための補修をすべきであります。県営住宅についての建て替えや補修について県としてどのように考えられるのか、この上屋住宅のような現状をこのままほっておかれるつもりなのかおたずねします。

次に就学援助の制度についておたずねします。就学援助は、「義務教育は無償」とした憲法26条に基づく制度で各市町村が実施し、その費用の半額を国が補助するしくみになっています。ところが政府や文科省は就学援助の予算を年々削減し、昨年度は事業費の2分の1が6億2048万円であったのに対し、国からの交付額は3億827万円でありました。およそ半分しか補助されないため、市町村によって持ち出し分が大幅に増えたり、一人分の支給額を減らしたり、また、認定にも影響を与える状況も生まれています。

この長引く不況で、保護者の収入が減り続ける中で、この就学援助の制度は、子どもたちの教育を受ける権利を守る上でも大きな役割を果たしています。国が義務教育に対しての責任を果たすべく、補助金を削減することのないよう、県としても強く要望すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

平成16年度に廃止される事業のひとつに「施設児童高等学校入学支度金助成事業」があります。これは児童養護施設に入所している児童が私立高校等に進学する際、一人48,000円を助成するもので、15年度は、総額528,000円の事業であります。現在児童養護施設は、児童虐待などによって、ほとんどの施設が定員いっぱいの状況で、県下で800人をこえる児童が入所しています。職員の定数は児童福祉法に基づいて、児童6名につき職員1名の割合で措置されています。しかし、実際には職員も休暇があり、また施設は365日、24時間の体制なので、実質的には児童10名に職員1名という実態です。しかし、これも机上の計算にすぎず、心に傷をおった子どもたちは、施設に家庭としての役割を求め、保育士に父親、母親としての役割を求めており、子どもたちからすれば1:1の関係を求めているのです。学校であれば担任が休暇をとれば代わりの先生で授業はなりたちますが、施設の子どもたちにとっては、代わりの保育士さんはいないのです。

ある中学生が施設に入所してきました。その子は、リストカット、自殺のために手首を切る行為をこういますが、このリストカットを繰り返し、中学校でもつっぱっており、決して人前では弱みを見せない子どもでした。しかし、この入所施設の担当の保育士さんの懸命の努力で、この保育士さんにだけは、本音を言い、大声で泣くことができ、それにつれて、落ち着いてきてリストカットすることも少なくなり、今ではほとんどないそうです。このような関係は1:6や1:10の関係ではつくれないもので、それだけに、職員のみなさんのご苦労は大変なもので、子どもたちの思いを受けとめ、それに寄り添おうと努力されています。子どもたちのメンタルケアのために施設を訪れたカウンセラーの先生は、施設の職員の疲れた様子を見て、子どもたちの前に職員のメンタルケアが必要だと言われ、実際に職員に対しての週1回のケアが始まりました。

この施設に入所している子どもたちの8割近くは早くお父さん、お母さんと暮らしたいとアンケートに答えています。虐待を受けた子どもたちが親元に帰るためには、親へのケアが必要です。職員の方たちは、家庭を訪問して親へのケアもおこなっていますが、驚いたことにこれについては措

置がありません。もちろん児童相談所もおこないますが、とても人が足らず、必要なケアが十分に行えないのが現状です。

県下で800人を越える児童が入所しているこの児童養護施設が県下で14カ所ありますが、知事は、ここを訪問して子どもたちの様子や職員の実態についてごらんになったことがあるでしょうか。なければぜひ任期がおわるまでに訪問していただきたいと思います。児童虐待にしても、育児放棄や育児困難の問題も、単にその家庭だけの問題ではなく、その根本には今日の社会情勢のもとで、国民の生活や労働など困難の蓄積があります。国もようやく重い腰をあげ、児童養護施設に対して、児童虐待防止対策として、人の配置を含めた総額73億円の予算を計上していますが、それから先の具体化は県に任されています。そこで知事にお尋ねします。このような施設にあずけられるようになった児童についてどのように感じていらっしゃるのか、そして国が示した支援策について県として大いに活用し、高校入学支度金などを削るのではなく、県独自にも支援を強めていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

それぞれご答弁いただきました。

私は、県民の暮らし向きも厳しい、県財政も厳しい、だからこそ、ムダを削って、地場産業振興をはかり、暮らしや福祉を充実させ、県民の暮らしを守るべきという立場で質問いたしました。

先週、少人数学級について教育長が、小学校2年生でも35人以下学級を行うと表明されました。わが党はこの間一貫して、少人数学級の実現、「すくすくプラン」の拡大について本会議でも委員会でも要求してきました。35人以下学級が16年度小学校2年生まで広がることについて、歓迎するものですが、更に、学年を広げていただきたい、そして、将来的には35人以下学級から30人以下学級へと進んでいくことを要望するものです。

また、16年度予算に、「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」に400万円の予算がつけられました。これは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの病気により、在宅で人工呼吸器を使用する患者に対して、診療報酬で定められた回数は1日2回までですが、それを超える1日3回目からの訪問看護の費用を国が補助するもので、今年度までこの事業をおこなっていないのは鹿児島県を含め全国で7府県だけでした。ALSという病気は原因不明で、突然発症し、運動神経だけが選択的に冒される進行性の神経難病で、いったん発症すると人間としての機能が次々と奪われていくため、患者さんの精神的・肉体的苦痛ははかりしれません。家族も24時間つきっきりで30分おきに痰を取るなどの介護に追われ、中には介護のため仕事を辞めざるを得なくなるなど大変な苦勞をしています。この制度は、そのような患者・家族の負担を軽減することを目的に国が創設した事業です。

昨年末に、私は、在宅患者家族の会「やすらぎ会」のみなさんと共にこの事業の創設を県に対して要望しましたが、来年度この事業の予算が組まれたことを伝えましたところ大変喜んでおられました。ここに、そのとき要望書とともに出されたこの事業の創設を訴える文章があります。ALSで昨年7月になくなられたAさんの訪問看護をされていた看護師さんの文章です。

「AさんはALSで7月になくなられました。病気の告知から少しずつ症状が悪化してく様子、

食事がとれない、息が苦しい。その様子とずっとつきあいながら、3年前の冬に人工呼吸器をつけられました。50歳という年齢、うけとめられない病態。さまざまな葛藤や大黒柱が倒れたという経済的にも大変な中で、あらゆる援助を受けながらそれでも家族は前向きに生活していました。しかし、病気の進行は、Aさんの呼吸機能を急激に低下させていました。おだやかだったAさんの顔が陰しいままとなり、声なき声で妻をベッドの横から離さず、週5回の訪問看護、週に1～2回の訪問診察で、その代わりになれるものではなく、かといって自己負担で訪問看護を依頼する経済的余裕はありません。せめてこの事業が実現してALSの方、またその家族が少しでも安心でき治療を続けていくことができたらと思いました。」こう書かれていました。そして最後に、Aさんが亡くなったあと奥さんが「あれで父ちゃんは幸せだったかな。もっといろいろしてあげたかった。訪問看護は、一日中でもほしかった。」といわれたと書かれています。この研究事業は平成10年4月、今から6年前に国が創設した事業であり、県がその当初からいち早く事業をおこなっていれば、患者本人や家族の苦労ももっと軽減されたのではと思うと残念でなりません。今後はこの事業が、県下のALS等の患者さんやそのご家族の負担の軽減につながるよう、県が周知徹底に努められるよう要望いたします。

質問の最後に、このように県として、県民の暮らしや命を守り、福祉・教育を充実させるという、地方自治体にとって一番大事な役割を果たすためにも人工島などの無駄遣いを1日も早く中止されることを重ねて強く要望し、私の質問を終わります。